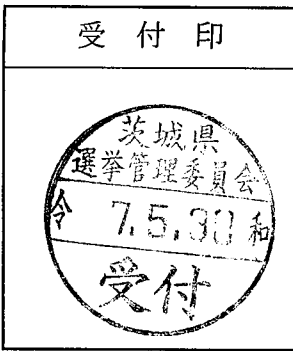


会計	繰越	検算	転記	○	○
㊦	㊦	㊦	㊦	○	○

第14号様式（第8条関係）
（その1）



収 支 報 告 書

令和 6 年分

台帳番号	100450
------	--------

(開催分)

（ふりがな）
1 政治団体の名称

いすみ会

2 主たる事務所の所在地

茨城県取手市井野 2-10-17

3 代表者の氏名

小泉俊明

4 会計責任者の氏名

小泉友梨佳

事務担当者の氏名

海老原晴江

（電話）

0297-70-5123

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2
☐ 政党の支部	第1項の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類	衆議院議員 茨城県第3区（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名	小泉俊明

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	小泉俊明
公職の種類	衆議院議員 茨城県第3区（現・候）

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額			十億			百万	3	0	7	0	千	4	2	3	円
(前 年 か ら の 繰 越 額)								3	1	0		3	9	3	
(本 年 の 収 入 額)							2	7	6	0		0	3	0	
支 出 総 額							2	6	7	1		3	4	4	
翌 年 へ の 繰 越 額								3	9	9		0	7	9	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金	額			十億			百万	2	4	0	0	千	0	0	0	円
員	数												2	7	4	人

(2) 寄 附

ア 寄附（イを除く。）の区分	金 額											備 考	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			十億			百万	3	6	0	0	0	円	内訳はその7(7)-1
【 う ち 特 定 寄 附 】												0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附												0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附												0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)							3	6	0	0	0	0	
【寄附のうち寄附のあつせんによるもの】												0	
イ 政 党 匿 名 寄 附												0	
合 計 (ア + イ)							3	6	0	0	0	0	

(その6)

(6) その他の収入													
摘 要				金 額								備 考	
				十億		百万		千			円		
こ の 頁 の 小 計												0	
1 件 10 万 円 未 満 の も の												3	0
合 計												3	0

(注) 1 件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して記載してください。

(その7)

(7) - 1 寄附の内訳													寄附者の区分		個人からの寄附			
寄附者の氏名		金 額										年 月 日			住 所		職 業	備 考
小泉俊明				十億			百万			千		円	令和			取手市青柳 424-4	会社員	事務所 無償提供
この頁の小計																		
その他の寄附																		
合 計																		

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載してください。

(注2) 寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項	目	金 額										備 考
		本部又は本部に対して 供与した交付金に係る支出										
		十億	百万	千	円							
1	経常経費											
	(1) 人件費			1	6	3	6	6	4	0		
	(2) 光熱水費					8	7	7	3	9		
	(3) 備品・消耗品費					1	8	9	0	5		
	(4) 事務所費					2	8	5	5	6	0	
	小 計			2	0	2	8	8	4	4		
2	政治活動費											
	(1) 組織活動費					7	2	5	0	0		
	(2) 選挙関係費									0		
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費									0		
	ア 機関紙誌の発行事業費									0		
	イ 宣伝事業費									0		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費									0		
	エ その他の事業費									0		
	(4) 調査研究費									0		
	(5) 寄附・交付金					2	1	0	0	0	0	
	(6) その他の経費					3	6	0	0	0	0	
	小 計					6	4	2	5	0	0	
	合 計			2	6	7	1	3	4	4		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳												項目別区分		光熱水費		
支出の目的	金 額											年 月 日	支出を受けた者の氏名（団 体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団 体にあつては、主たる事務所の所在地）	備 考	
			十億			百万			千		円	令和				
この頁の小計																0
その他の支出									8	7	7	3	9			
合 計									8	7	7	3	9			

(その14)

[illegible]

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項 目 別 区 分		事務所費（事務所管理費）							
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名（団 体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体に あつては、主たる事務所の所在地）	備 考						
			十億			百万			千	円	令和								
いすみ会 R5年度分 収支報告監査料							1	1	0	0	0	0	6	7	3	松が谷合同税理士事務所	東京都台東区松が谷 4-28-3		
コピー機リース料								3	0	0	9	6	6	1	0	2	三菱HCBビジネスリース(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1	
この頁の小計								1	4	0	0	9	6						
その他の支出									7	9	4	7	1						
合 計								2	1	9	5	6	7						

(その14)

[illegible]

(その15)

[illegible]

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項 目 別 区 分			組織活動費		(渉外費)	
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(団 体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備 考			
	十億	百万	千	円	令和	月	日									
供花代				16500	6	3	8	(株)前田雄志ヤドアソシエイツ	愛知県春日井市町屋町2470-11							
会 費				15000	6	9	16	パソニックグループ 労働組合連合会	大阪府門真市大字門真1006番地							
々				20000	6	12	19	藤田幸久氏を祝う会	水戸市笠原町974-68							
この頁の小計				51500												
その他の支出				17000												
合 計				68500												

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項 目 別 区 分		寄附・交付金 (寄附)			
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(団 体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備 考		
寄 附			十億			百万		千	円	令和					
							3	0	0	0	0	6.10.15	近藤ひでよこ後援会	埼玉県飯能市柳町7-10	
〃							3	0	0	0	0	6.10.15	新人会 代表萩原仁	大阪府大阪市住之江区粉浜1-20-17	
〃							5	0	0	0	0	6.10.15	東京未来の会	東京都目黒区鷹番三丁目19番2号	
〃							5	0	0	0	0	6.10.15	牧義次君を育てる会	愛知県名古屋市中熱田区熱田西町1-17-210	
〃							3	0	0	0	0	6.10.22	大島 敦	埼玉県北本市宮内7-70-1	
〃							2	0	0	0	0	6.10.22	橋本 勉	埼玉県幸手市東2丁目40-30	
この頁の小計							2	1	0	0	0	0			
その他の支出												0			
合 計							2	1	0	0	0	0			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項 目 別 区 分		その他の経費 (金銭以外のものによる) 着付相当分		
支 出 の 目 的	金 額									年 月 日	支出を受けた者の氏名(団 体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億	百万	千	円	令和	年	月	日						
事務経費			2	6	0	0	0	0	6	1	1	小泉俊明	岐阜市青柳 424-4	
この頁の小計			2	6	0	0	0	0						
その他の支出														
合 計			2	6	0	0	0	0						

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支 払 わ れ た 金 額 が 100 万 円 を 超 え る 敷 金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑して下さい。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

☒ 領収書等の写し

☐ 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☒ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 27 日

政治団体の名称

いずみ 会

会計責任者の氏名

小泉 友梨佳

(印)

※代表者については、解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。

(代表者の氏名)

(印)

(備考)

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名又は記名押印による場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和7年5月27日

いずみ会

代表 小泉俊明 殿

登録政治資金監査人

加納治夫 

登録番号 第 3537 号

研修修了年月日 平成22年 5月25日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、いずみ会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、いずみ会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

いずみ会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、いずみ会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上